

平成 2 6 年第 3 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 9月2日～ 9月25日：24日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9月 2日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第30号～第41号 4. 請願第1号 [議案上程・提案理由説明]
9月 3日	水	休 会		
9月 4日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第30号～第41号 4. 請願第1号 [質疑・委員会付託]
9月 5日	金	休 会		
9月 6日	土	休 会		
9月 7日	日	休 会		
9月 8日	月	休 会	委 員 会	
9月 9日	火	休 会	委 員 会	
9月10日	水	休 会	委 員 会	
9月11日	木	休 会	委 員 会	
9月12日	金	休 会	委 員 会	
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	休 会		
9月15日	月	休 会		
9月16日	火	休 会	委 員 会	
9月17日	水	休 会	委 員 会	
9月18日	木	休 会	委 員 会	
9月19日	金	休 会	委 員 会	
9月20日	土	休 会		
9月21日	日	休 会		
9月22日	月	休 会		
9月23日	火	休 会		
9月24日	水	休 会		
9月25日	木	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第30号～第41号 3. 請願第1号 4. 意見書案第13号～第17号 「 委員長報告・議案上程 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 3 回中間市議会定例会

平成 2 6 年 9 月 2 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、6 月 1 3 日、1 8 日、3 0 日、7 月 1 1 日、1 8 日、2 5 日、8 月 1 日、2 2 日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成 2 5 年度 9 月分～3 月分
- (2) 病 院 事 業 会 計 平成 2 5 年度 1 2 月分～3 月分
- (3) 水 道 事 業 会 計 平成 2 5 年度 1 月分～3 月分

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を、6 月 1 3 日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 小 学 校 3 校 平成 2 5 年度

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、8 月 8 日付で教育長から受領した。

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、8 月 2 7 日付で市長から受領した。

5. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、8 月 2 5 日付で市長から受領した。

(意見書の提出)

平成 2 6 年 6 月 2 4 日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書
- (2) 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

- (3) 中小企業の事業環境の改善を求める意見書
- (4) 玄海原発の再稼働に反対する意見書
- (5) 旧日本軍「慰安婦」問題に対して、日本政府の誠実な対応を求める意見書
- (6) 地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書

平成26年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年 9月 2日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成26年 9月 2日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 認 定 第 1 号 平成25年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認 定 第 2 号 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 4 認 定 第 3 号 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認 定 第 4 号 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認 定 第 5 号 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認 定 第 6 号 平成25年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認 定 第 7 号 平成25年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認 定 第 8 号 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認 定 第 9 号 平成25年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第11 認 定 第10号 平成25年度中間市病院事業会計決算認定について

(日程第2～日程第11 提案理由説明)

日程第12 第30号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第2号)

日程第13 第31号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

日程第14 第32号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第12～日程第14 提案理由説明)

日程第15 第33号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 16 第 34 号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 第 35 号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 第 36 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第 15～日程第 18 提案理由説明)
- 日程第 19 第 37 号議案 中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第 20 第 38 号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 21 第 39 号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 22 第 40 号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(日程第 19～日程第 22 提案理由説明)
- 日程第 23 第 41 号議案 中間市土地開発公社の解散について
(日程第 23 提案理由説明)
- 日程第 24 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
(日程第 24 趣旨説明)
- 日程第 25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 片岡 誠二君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	船津喜久男君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	土木管理課長	………	藤田 晃君
都市整備課長	………	間野多喜治君	上水道課長	………	久野 裕彦君
下水道課長	………	濱田 孝弘君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君
予防課長	………	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	岡 和訓君
書 記	船元 幸徳君	書 記	熊谷 浩二君

午前 9 時59分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。

これより平成26年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から9月25日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第 10. 認定第 9号

日程第 11. 認定第 10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの平成25年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第1号から認定第8号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は8億5,090万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものとしたしましては、市税収入が40億2,390万円となり、前年度と比較いたしますと4,400万円の増収となっております。

これは、商業施設の新築等による固定資産税及び都市計画税の増額、市たばこ税の増額、さらに適正な債権管理及び徴収強化により徴収率が前年度の92.6%から93.6%へ上昇したことが要因でございます。

また、一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税をあわせると55億5,190万円で、前年度と比較いたしますと3,680万円の減額となっております。

また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債におきましても、前年度より1,900万円減額しております。

これは、基準財政需要額のうち、生活保護費が生活保護者数減少により減額されたこと及び国家公務員給与削減に準じた地方公務員給与引き下げに基づく算定が行われたことが主な要因となっております。

また、臨時的なものとしたしまして、地域の元気臨時交付金1億5,950万円を収入いたしております。

次に、歳出の主なものとしたしまして、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費につきましては、震災復興財源確保のため国家公務員7.8%の給与削減に準じた引き下げを、本市においても平成25年8月から実施をしたことなどから前年度と比べまして1億3,520万円の減額となっております。

扶助費につきましては、障がい者福祉サービス費の大幅な増額等により、前年度と比較いたしますと4,140万円増額の54億5,020万円となっております。

公債費につきましては、地方債残高が前年度から約9億3,000万円減少したことに伴い、6,750万円減額の21億9,420万円となっております。

次に、主な事業についてご説明を申し上げます。

総務費につきましては、さまざまな地域課題に対応可能な地域コミュニティへと体制強化を図る目的で、小学校区単位のまちづくり協議会設立に取り組んでおりますが、平成25年度は中間西校区まちづくり協議会を設立するとともに、中間校区の設立に取り組む経費とあわせまして350万円を支出し、市民協働のまちづくりを推進いたしております。

民生費につきましては、子育て支援センターの屋上改修工事として870万円を支出することで、利用者の安全確保及び快適性が向上し、地域における子育て支援の拠点施設と

してさらなる充実を図っております。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、戸別訪問や地域に出向いての健康教育の場を活用し、積極的な健診受診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進を推進することといたしております。

環境衛生費では、排出ごみの減量化やリサイクルを図ることを重点課題とし、自治会等によります資源回収を実施していただき、その結果、本市のごみ処理量は前年度と比べまして86トンの減量がなされ、環境に優しいまちづくりが推進されております。

労働費につきましては、引き続き国の施策でございます緊急雇用創出事業を活用するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出することなど、単独事業も積極的に実施をし、地域の実情にあった雇用確保対策を推進しております。

農林水産業費につきましては、農業用排水路の改良費に1,420万円を支出をし、農業従事者の高齢化や担い手不足という厳しい環境の中で、農作業の省力化や農作物育成の向上に成果を上げております。

商工費につきましては、地域経済の活性化対策といたしまして、平成21年度から毎年行っておりますプレミアム付商品券の発売冊数を、前年度の1万4,000冊から1万6,000冊へと増冊したことによりまして、地元商店でのさらなる消費拡大につながるるとともに、購入された皆様からも多大なご好評の声をいただくことができております。これらの経費といたしまして1,110万円を支出いたしております。

土木費における道路新設改良費につきましては、合計21件の工事を行っております。継続して実施している御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事費に7,900万円を支出をし、西部地域における道路交通の円滑化及び安全な通学道路の確保を図っております。

河川費におきましては、離駒ポンプ場への自家発電設置事業を行うことで、水害の未然防止を図っております。

公園費におきましては、垣生公園の園路整備や護岸改築工事に3,900万円、屋島公園及び小田ヶ浦公園の遊具改築工事に4,580万円を支出をし、安全・安心で優しく魅力的な公園づくりを行っております。

消防費につきましては、各種災害に的確に対応し、被害軽減と救命率向上を図るため、高度救命処置用資機材を搭載いたしました災害対応救急自動車購入費といたしまして2,860万円を支出するとともに、自主防災組織が設立された底井野小学校区及び中間北小学校区の自治会に対しまして災害時における避難用資機材及び避難ルートマップを配布いたしております。

このように、本市では今後も引き続きまして、市民と一体となり災害に強いまちづくりを行ってまいります。

教育費につきましては、中間小及び中間東小の耐震補強工事に8,150万円を支出を

し、これによりまして市内全ての学校施設の耐震補強が完了いたしましたところでございます。そのことで児童及び生徒の安全確保及び災害時における避難所の体制整備につながっております。

さらに、中間小校舎の外壁改修工事及び中間東小屋内運動場大規模改修工事も実施し、児童を取り巻く教育環境の整備を図っております。

また、世界遺産登録推進業務関連経費といたしまして1,050万円を支出をし、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録に向け、ユネスコへの推薦書及び英語版資料の作成、世界遺産市民講座の開催、PR用横断幕やリーフレット配布による広報啓発等、積極的な活動を行ってまいりました。

今後もこうした活動をさらに充実をし、平成27年の世界文化遺産登録を実現させる所存でございます。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続きまして、特別会計につきましてご報告を申し上げます。

特別会計国民健康保険事業の決算におきましては、歳入総額は57億3,090万円、また、歳出総額は69億8,170万円となり、差し引き12億5,080万円の歳入不足となっております。

この中から前年度繰り上げ充用金11億900万円を除きます単年度決算といたしましては、1億4,170万円の赤字決算となっております。

この主な要因といたしましては、歳入の国庫特別調整交付金のうち、退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多である場合に交付されます交付金につきまして平成24年度におきましては、1億1,890万円交付されておりましたが、平成25年度におきましては、交付基準を満たさなかったことによりまして、この交付金がありませんでした。そのことが大きな要因でございます。

国民健康保険の概況でございますが、加入者数の各月平均は、平成24年度の1万3,367人に比べまして1万3,196人と若干減少をしております。

また、1人当たりの年間療養諸費は、平成24年度の30万3,674円に比べまして、29万9,138円と大幅に減額をしております。

これは、平成20年度から各医療保険者に義務化されました特定健康診査・特定保健指導の成果やジェネリック医薬品の普及により医療費の適正化が推進されていることによるものと考えております。

今後とも中間市国民健康保険事業の健全な運営を目指し、収納率の向上による税収の増加に努めるとともに、特定健康診査・特定保健指導を推進し、保健事業をより充実させることによりまして、市民の健康増進による医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等で

6,220万円に対しまして、歳出総額は、繰り上げ充用金等5億6,700万円で、差し引き5億480万円の収入不足となっております。

この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、中鶴地区、曙地区の下水道処理場等を維持管理する経費が主なもので、歳入歳出の差し引き額は110万円の黒字となっております。また、公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差し引き額は790万円の黒字となっております。

公共下水道は、本年度に砂山幹線、上底井野幹線など幹線整備や中間地区、小田ヶ浦地区、中央地区など市内32地区の整備を行い、普及率は69%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道をあわせました普及率は79.9%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら可能な限り早期普及に努力してまいりたいと思っております。

次に、公共用地先行取得特別会計におきましては、新たな用地の取得はなく公債費のみの660万円の決算となっております。

これによりまして、平成25年度末の地方債残高は、前年度から640万円減少し、1,310万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定につきましては、歳入43億2,650万円、歳出43億20万円となり、歳入歳出差し引き2,630万円の黒字決算となっております。

平成26年3月末現在における要介護認定者数は3,052人で、前年度に比べ0.3%増加をし、保険給付費は40億5,730万円で、前年度に比べ1億5,030万円、率にいたしまして3.8%増加をいたしております。

増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用の増加が考えられます。

同じく介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は、9,783件であり、歳入4,450万円、歳出4,020万円となり、歳入歳出差し引き420万円の黒字決算となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算におきましては、歳入額7億2,040万円、歳出額7億620万円、差し引き額1,410万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものにおきましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものにおきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

黒字決算となっておりますが、これは、市町村会計で出納整理期間中である4月及び

5月に納付されました保険料を、福岡県後期高齢者医療広域連合が平成26年度会計で受け入れるためでございます。

そのため、その間に納付されました1,410万円は、平成26年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することになっております。

今後も福岡県後期高齢者広域連合との連絡を密にし、安心、信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

最後に、平成25年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質単年度収支は2億1,120万円の黒字となっております。

また、基金残高は、前年度から1億3,570万円増額の36億490万円、地方債残高は前年度から9億3,490万円減額の151億4,010万円となっております。

これで、平成21年度決算から5年連続いたしまして、基金総額の増額、地方債残高の減額、実質単年度収支の黒字化という財政運営上の目標を達成する結果となっております。

しかしながら、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が15.5%、将来負担比率が104.6%で、いずれも国が示す早期健全化基準は下回っておりますが、他の自治体と比較いたしますと高い数値となっております。

さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.0%で、依然として財政硬直化を示す数値となっております。

このように、厳しい財政状況にあることは変わりません。

さらに、今後は人口減少の対応策、加速する少子高齢化に伴います施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等、市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示す社会保障費の財源確保といった諸問題も山積をいたしております。

今後とも行政の効率化を図りまして経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいり所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけ、議会の認定に付するものでございます。

なお、同条第5項及び同法第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出をいたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第9号平成25年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、当年度末処分利益剰余金2億640万4,292円のうち、5,000万円を将来、企業債の元金償還に充てるため減債積立金へ積み立て、残余1億5,640万4,292円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は9億6,805万9,839円となりまして、前年度と比較いたしますと4,244万3,664円の減額となっております。

これに対します総費用といたしましては、9億1,976万8,339円となり、前年度と比較いたしますと3,460万9,244円の減額となっております。当年度の純利益は4,829万1,500円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては、1億6,832万5,000円で、これに対する総支出は4億7,733万81円となり、差し引き3億900万5,081円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で、全額補填をいたしております。

次に、平成25年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万8,340戸で、前年度より252戸増加をしておりますが、給水人口につきましては、6万3,558人で、前年度より271人減少をいたしております。

また、有収水量は589万8,451立方メートルで、前年度より18万7,814立方メートル減少をいたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の傾向とあわせまして生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどにより、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。

また、良質な水道水の維持、向上に向けては、施設の維持、改良とともに浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしている中、それらの費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されておりますが、より一層、効率的経営のもと健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認知第10号平成25年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、病院事業収益19億48万4,529円に対しまして、病院事業費用は18億9,877万854円となり、単年度収支において、171万円の純利益となっております。

このため、前年度繰越欠損金の7億2,694万円から当年度純利益を差し引きました

7億2,523万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入1億4,359万4,000円に対しまして、支出は1億7,559万6,325円となり、これによる差し引き不足額3,200万円につきましては、繰越損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数は2万3,447人で、1日平均64人となっております。外来延べ患者数は6万6,760人で、1日平均245人となっております。

本年度も、地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12. 第30号議案

日程第13. 第31号議案

日程第14. 第32号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に日程第12、第30号議案から日程第14、第32号議案までの平成26年度各会計補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第30号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、まず、歳入につきましては普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたので、その額を補正するものでございます。

平成26年度におけます地方交付税の総額は、東日本大震災分を除く通常収支分といたしまして、地方財政計画により16兆8,855億円とされ、前年度より1.0%の減額と示されたことから、これに基づきまして予算措置を行っておりました。

しかしながら、本年度の普通交付税におきまして、新規に算定されることとなりました地域の元気創造事業費等の推計額と決定額との乖離が影響し、普通交付税額は、当初予算

の計上額を下回る４６億９，４３０万円と決定されましたことから、今回３００万円の減額補正を行うこととなったものでございます。

また、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましても、６億７，０７０万円となり、当初の予算計上額を下回ったため１，５８０万円を減額いたしております。

次に、歳出につきまして、総務費におきましては、平成２６年度末に解散予定であります中間市土地開発公社への債務補償金を４億１５０万円、平成２７年度に施行されます社会保障・税番号制度——いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム整備費用を１，９００万円、それぞれ計上をいたしております。

民生費におきましては、国民健康保険事業の特別会計予算額追加に伴う繰出金を２００万円計上をいたしております。

衛生費におきましては、平成２６年１０月１日から施行されます、成人用肺炎球菌ワクチン及び水痘ワクチンの予防接種制度の公費負担を２，３８０万円計上し、市民の皆様の健康増進を推進してまいります。

労働費におきましては、緊急雇用対策といたしまして、高齢者の就労機会拡大事業に、平成２６年度事業といたしまして４１０万円、平成２７年度事業として債務負担行為を２５０万円計上いたしております。

農林水産業費におきましては、地域が共同で行います農地、農道、水路等の保全活動等を国・県及び市が共同で支援する、多面的機能支払交付金事業に１５０万円を計上いたしております。

土木費におきましては、平成２６年度完了予定の御座ノ瀬１号線道路改良工事に１，３３０万円、福岡県が実施しております仮家大膳橋線街路事業への負担金に４００万円、都市計画道路の塘ノ内砂山線の変更申請業務に、平成２６年度事業費といたしまして１７０万円、平成２７年度事業費として債務負担行為４００万円をそれぞれ計上し、交通基盤の整備を図ってまいります。

また、昭和５６年５月３１日以前に建築されました木造一戸建て住宅の耐震改修費用の一部を助成する新規事業の経費に１５０万円を計上するとともに、消防費におきまして、消防第４分団、第５分団格納庫のモーターサイレン改修工事に３８０万円を計上し、災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

教育費におきましては、学校教育環境の充実を図るため、市内小・中学校の理科・算数教育備品購入費に、小学校、中学校について、それぞれ１００万円を計上いたしております。

このような歳出に伴う歳入予算につきましては、土地開発公社解散に伴う債務補償債を４億１５０万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を１，５８０万円、緊急雇用創出事業交付金を６７０万円、社会資本整備総合交付金を４６０万円、建設事業債を１，１４０万円それぞれ増額計上をいたしております。

加えて、約１，０００坪分の企業誘致促進事業用地の売却費４，９９０万円を計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ４億８，３８０万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１７７億２８０万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第３１号議案平成２６年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、まず、歳出におきまして、平成２７年１月１日に施行されます国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、高額療養費の限度額細分化によるシステム改修委託料及び、平成２９年度をめぐとされております国民健康保険の都道府県を単位とする広域化に伴います標準保険料試算に係るシステム改修委託料といたしまして７３０万円追加をいたしております。

次に、歳入におきましては、国庫補助金を５３０万円、他会計繰入金２００万円、医療法人社団清涼会岡垣記念病院の診療報酬不正不当請求に伴い、雑入の一般被保険者返納金を１８０万円追加をし、雑入の歳入欠陥補填収入を１８０万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ７３６万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７２億９６９万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第３２号議案平成２６年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、平成２５年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金１，８２０万円、県償還金１，１３０万円、支払基金償還金３４０万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして国庫償還金２３０万円、県償還金１１０万円、支払基金償還金２２０万円を増額いたしております。

次に、歳入といたしましては、歳出の増額に伴い、介護保険料における現年度分特別徴収保険料１，６６０万円、現年度分普通徴収保険料６００万円、前年度繰越金２，６３０万円を増額し、歳出補正に伴う介護保険給付費準備基金繰入金１，０２０万円を減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ３，８７９万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ４６億６，２６７万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算３件に対する質疑は、９月４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 15. 第 33 号議案

日程第 16. 第 34 号議案

日程第 17. 第 35 号議案

日程第 18. 第 36 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 15、第 33 号議案から日程第 18、第 36 号議案までの条例改正 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 33 号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成 26 年 4 月 23 日に公布をされたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、ひとり親家庭、特に父子家庭への支援拡充に伴い、母子及び寡婦福祉法の題名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことから、同法の題名を引用しております中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例におきましても、引用部分の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせまして平成 26 年 10 月 1 日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第 34 号議案及び第 35 号議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成 25 年 12 月 13 日に公布されたことに伴うものでございます。

第 34 号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び、第 35 号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例の主な内容といたしましては、法律の題名が改正されたことにより、条例において同法律名を引用している部分を改正するものでございます。

また、条例における用字用語の見直しもあわせて行っております。

なお、これらの条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせまして平成 26 年 10 月 1 日といたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第３６号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、さきの６月議会と同様に、平成２５年１２月２７日に公布されました消防法施行令の一部を改正する政令に伴うものでございます。

さきの６月議会におきましては、多数の者が集まる催しで開設する露店等に対する消火器の準備の義務づけや、対象火気器具等を使用する場合の消防長への事前届け出の義務づけを行いました。今回の条例改正におきましては、多数の者が集まる催しにおける防火安全対策を図るため、消防長が定める要件に該当し、かつ火災が発生した場合、重大な被害を与えるおそれがあると消防長が判断した催しを指定催しとして指定することとし、また、指定催しの主催者に対して、当該催しを開催する日の１４日前までに消防長への火災予防に関する計画書の提出を義務づけるものでございます。

さらに、計画書を提出しなかった者に対しましては、３０万円以下の罰金を科す罰則規定を設けるものでございます。

この罰則規定の内容につきましては、福岡県地方検察庁と協議を行い、同庁から既に了承をいただいております。

なお、条例の施行日につきましては、平成２６年１１月１日といたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正４件に対する質疑は、９月４日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第１９．第３７号議案

日程第２０．第３８号議案

日程第２１．第３９号議案

日程第２２．第４０号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１９、第３７号議案から日程第２２、第４０号議案までの条例制定３件及び条例廃止１件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第３７号議案から第４０号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定及び廃止につきましては、いわゆる、子ども・子育て関連３法が公布されたことに伴うものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず、第３８号議案中間市特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法において、市が条例で定めることを求めています、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する一般原則や、負うべき義務、施設の利用定員の基準等を定めるものでございます。

次に、第３９号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て関連３法により改正される児童福祉法において求められています、乳幼児が心身ともに健やかに育成される環境を整備するための事業者等の責務や、施設等の最低基準を定めるものでございます。

次に、第４０号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても、子ども・子育て関連３法により改正されます児童福祉法により、放課後児童健全育成事業者の責務や、設備の基準等を定めるものでございます。

これらの条例は、全ての子どもが健やかに成長するために、良質かつ適切な保育の提供を受けることができる環境が整備されることを目指すものであり、安定した子育て支援施策といたしまして現行制度を改善、補完するものでございます。

また、第３７号議案中間市保育の実施に関する条例を廃止する条例につきましては、新制度におきまして、保育の必要性の基準を子ども・子育て支援法施行規則に準じ、規則で定めることといたしておりますので、本条例を廃止するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行日と同日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例制定３件及び条例廃止１件に対する質疑は、９月４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２３．第４１号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第２３、第４１号議案中間市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第４１号議案中間市土地開発公社の解散について、提案理由を申し上げます。

中間市土地開発公社は、昭和４８年４月２４日に設立をされ、本市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な土地の先行取得を行い、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与してまいりました。

昭和５３年度には、中間市土地開発公社の保有面積は、約４２ヘクタールございました

が、近年は、公共事業の減少や地価の下落といった社会情勢により、先行取得を行うことはほとんどなく、平成25年度末におきましては、保有面積が約1ヘクタールにまで減少しております。

また、財政状況や事業の変更などによる買い戻しの遅延により、長期保有することとなりました土地の薄価は、管理経費や利息で膨れ上がっており、平成25年度末の公社薄価総額は、約4億6,400万円となっております。

そのうち借り入れにかかる利息は約1億2,900万円と薄価総額の約28%を占める状況となっており、早急に保有土地を処分することが必要であると考えております。

このことから、財政負担を最小限に抑えるべく、第三セクター等改革推進債を活用し、中間市土地開発公社を早期に解散することが適切な選択であると判断をし、平成26年5月26日に総務省に計画を提出いたしております。7月18日付で計画の認可を得ているところでございます。

また、8月8日に開催されました中間市土地開発公社理事会におきましても、理事全員から解散の同意を得ておりますことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、中間市土地開発公社の解散について議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第41号議案に対する質疑は、9月4日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第24．請願第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第24、請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の趣旨説明を行います。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「（仮称）手話言語法」の制定を国に求めるものです。

その理由としまして、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。

手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた

長い歴史がありました。

２００６年１２月に採択されました国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

日本政府は障害者権利条約を批准し、既に成立した改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第２２条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

大多数の人は、声を出してそれを耳で聞くことにより、つまり音声言語を使ってコミュニケーションをとっています。

しかし、音声言語のほかにも手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語——すなわち手話言語があります。

聾者の方々は、昔から手話を使ってきましたが、法的には手話は言語として認められてきませんでした。日本においても２０１１年に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されました。

次は、手話は言語であり、そのことが実際の生活に活かされるようにするための法整備が必要であります。

具体的には、１、学校で国語の授業において日本語を学ぶように、聾学校では日本語と手話を対等に学ぶことができること。２、どこでも気兼ねなく自由に手話が使え、社会環境がつくられること。３、テレビなどの公共放送では、音声言語と同様に手話による情報伝達があること。

これらを実現するために、手話言語法の制定が必要となります。制定に向けて、皆様のご理解とご賛同を心からお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております、請願第１号に対する質疑は、９月４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２５．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第２５、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８３条の規定により、議長において田口澄雄君及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 澄 雄

議 員 中 野 勝 寛